

第4期野辺地町教育振興基本計画（案）

令和6年 月 日

野辺地町教育構想検討委員会

I 基本構想

1 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。

（参考）

国…第4期 教育振興基本計画

（2023年度～2027年度）

県…青森県教育振興基本計画「アクションプラン」

（2024年度～2028年度）

2 基本理念

～町が目指すこどもの姿～

◎かしこい【知】

世界へ漕ぎ出す、知恵の波が満ちる十符ヶ浦のような

「かしこい野辺地っ子」

◎やさしい【徳】

季節の彩りを楽しませ、心を和ませる愛宕山のような

「やさしい野辺地っ子」

◎たくましい【体】

風雪に負けることなく、どっしりとした烏帽子岳のような

「たくましい野辺地っ子」

◎しなやかな【柔】

時代の流れに沿って進み、涸れることのない野辺地川のような

「しなやかな野辺地っ子」

3 基本目標

こどもたちの未来を拓く教育の実現 ～つながりが創る豊かな野辺地の教育～

※多様な「つながり」「つなげる」「つながる」

- ・社会や世の中と学びを「つなげる」（関連付けて学ぶ）
- ・校種を超えて「つながる」
- ・学校・家庭・地域が「つながる」
- ・幅広い世代とふれあう、児童生徒や学校間、異なる価値観と「つながる」
- ・学校・家庭・行政・医療・関係機関などが「つながる」

4 重点目標

- 命の保証
- 学力の保証
- ふるさと「のへじ」に愛着と誇りを持つ教育の充実
- 生涯学習・社会教育の充実

Ⅱ 各政策・施策

1 学校教育分野

1－1）現状と課題について（学校教育分野）

現代社会においては、少子化や核家族化の進行など子どもを取り巻く環境が変化したことにより、家庭や地域の教育力が低下していると言われております。そのような中、学校教育現場においては「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会を生き抜く力を持つ児童・生徒の育成や、グローバル化や情報化の進展に対応した教育の推進が求められています。

当町における児童生徒の学力向上については、これからの時代に求められる資質・能力の育成のため、ＩＣＴ機器を活用した学習活動への取組と、それを支援するＩＣＴ支援員を配置しました。また、障がいのある児童生徒の学習活動を支援するためにスクールサポーターを適正配置するなど、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことができる学校づくりが重要と考えております。

心と体づくりの推進については、平成３０年度に設置した教育相談室において、不登校児童生徒への適応指導や家庭への教育相談等を継続して行っており、児童生徒の気持ちの安定・意欲につなげています。現在は必ずしも学校復帰だけを最終目標としないようにすることが求められているため、今後はより学校と連携する体制を整えることとします。

教育環境に目を向けると、令和６年４月１日現在の小学校（２校）児童数は４２６人、中学校（１校）生徒数は２３３人となっており、今後も児童生徒数の減少が見込まれる中において、活力ある学校づくりと適切な教育環境の充実を図るため、小学校の規模適正化を進めることとしています。また、教職員の業務は多岐にわたっています。教職員が多忙により心身に不調をきたすことは、子どもたちへの効果的な教育につながらないため、多忙化解消のための取り組みが急務となっております。

今後も「野辺地町で学ぶことができ、幸せ」と思ってもらえるような教育の推進を学校関係者等と連携して取り組み、人を思いやり、認めることのできる豊かな心を持つ人財^１の育成に努めてまいります。

^１ 青森県では、“人は町にとっての「財（たから）」である”ことを基本的な考え方としており、当町もこれを踏まえて「人材」を「人財」と表記しています。

1－2）基本施策について（学校教育分野）

施策の体系

1. こどもまんなかの学び
2. みんなで支えるこどもの育ち
3. こどもの学びを支える教育環境

1. こどもまんなかの学び

こどもが自律して学び続け、持続可能な社会の担い手となるよう、こどもまんなかの学びを進めます。

〔施策の展開〕

- ① 「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成
 - ・授業の充実
 - ・心の教育の充実
 - ・健やかな体の育成
- ② 夢・希望・志のはぐくみ
 - ・ふるさとに愛着と誇りを持つ教育の充実
(総合的な学習の時間への出前講座、体験学習)
 - ・「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進
(施設訪問、高校訪問、校外活動へのバスの配車)
- ③ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
 - ・特別支援教育の充実（スクールサポーターの配置、通級指導教室の設置、就学前の教育相談）
 - ・不登校児童生徒への支援（教育相談室の設置）
 - ・医療的ケア児²、外国につながりがある日本語指導が必要なこどもの支援

² 新生児特定集中治療室等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

2. みんなで支えるこどもの育ち（学校や地域でのつながり）

こども一人一人が幸福や生きがいを感じられるよう、誰一人取り残すことなく、学校・家庭・地域などが連携してこどもの育ちを支えます。

〔施策の展開〕

① 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ・幅広い世代との交流

- ・幼、保、小、中、高校の連携

（学校教育振興会事業：音楽交歓会、作品展、小中連携研修会）

- ・コミュニティ・スクール³の推進

- ・高校の魅力化の支援（教育連携パートナーシップ連携協定）

- ・地域の教育力を生かす取組

（部活動地域移行、こども見守り隊、学校支援ボランティア）

② チーム支援による教育相談の充実

- ・いじめ、不登校児童生徒、問題行動、虐待、ヤングケアラー⁴等への対応（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー⁵、相談員、関係機関等との連携）

③ 保護者の経済的負担の軽減

（就学援助費の支給、給食無償化、スクールバスの運行、大会派遣費の補助）

³ 保護者や地域の方々が学校運営や学校の課題に参画する「学校運営協議会制度」を設置した学校のこと。学校と地域が共通の目標の実現に向けて連携・協働し、地域とともにある学校づくりを目指している。

⁴ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどものこと。

⁵ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等のこと。

3. こどもの学びを支える教育環境

時代に求められる学びの環境にアップデートしていきます。

〔施策の展開〕

① 教員の指導力の向上

- ・授業力向上・指導力向上のための教員研修・支援

② 教育デジタルトランスフォーメーション（D X）⁶の推進

- ・AI やタブレット端末等を効果的に活用した分かりやすい授業
(タブレット端末の更新、デジタル教科書、AI ドリル⁷等の環境整備)
- ・授業を通じた情報モラル教育⁸とメディアリテラシー⁹の育成
- ・教職員が笑顔でこどもに向き合えるよう学校における働き方改革の推進

(校務支援システムの導入、出欠連絡アプリの導入、学校閉庁)

③ 安全・安心で質の高い教育のための環境整備と人的支援

- ・学校安全の推進（統合小学校の建設、学校施設の整備）
- ・学校支援員の配置

(A L T、理科支援員、ICT 支援員、スクールサポートスタッフ)

④ 積極的な情報発信

- ・児童生徒の活躍を各種媒体で発信

(教育広報の発行、町の広報、新聞への取材依頼)

⁶ データやデジタル技術を活用してカリキュラムや学習の在り方を革新するとともに教職員の業務や学校文化を改革し、時代に対応した教育に向かう取組のこと。

⁷ パソコン等の端末で問題を出題・自動採点するデジタルドリルで、個人ごとに正答率や学習の取組状況等を AI が分析し、一人一人に応じた問題を出題するデジタルドリルのこと。

⁸ インターネット、メール、SNS 等の情報を安心安全に取り扱うために求められる知識や道徳性のこと。

⁹ メディア情報を適切に判断し、目的に合わせて正しく活用・発信する力のこと。

2 社会教育・スポーツ分野

2-1) 現状と課題について（社会教育・スポーツ分野）

少子高齢化や人口減少、共働き世帯の増加、急速な技術革新の進展やグローバル化など、社会状況の変化の激しが増すとともに、いじめや不登校など、学校を取り巻く状況も大きく変化しています。こうした社会を生き抜くための力を身に付けた人財を育成するためには、学校・家庭・地域が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠であります。

社会教育部門においては、地域全体でこどもたちの成長を支える環境づくり、地域を創生する地域学校協働活動の促進、生涯学習・社会教育事業の実践者やコーディネーターなどの地域活動にかかわる人財発掘・育成・資質の向上が求められています。

社会体育部門においては、健康の維持増進と体力向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて、多様な世代や地域の人々が交流する機会の創出を図っていく必要があります。さらに、選手の強化・育成のためのスポーツ教室や大会イベント等の開催、気軽にスポーツを楽しむことのできる環境整備の必要性が求められます。

また、2026年度には青森県で「第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ）」が開催されます。当町ではハンドボール競技の開催が決定しており、大会を通してスポーツ活動への関心を更に高め、スポーツの普及・振興の発展、地域の活性化に繋がるよう町民や関係団体、行政などが一体となり取り組んでいかなければなりません。

さらには、社会教育・スポーツ施設においては、昭和50年代に整備された施設が多く、老朽化による設備の不具合が頻繁に発生している状況にあることから、安心・安全に利用していただけるよう対策を進めていく必要があります。町民が快適に利活用でき、多用途・多目的に対応できる施設にしていくことが最重要課題となっています。

2－2）基本施策について（社会教育・スポーツ分野）

施策の体系

1. 生涯を通じた学びと社会参加の推進
2. 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成
3. 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上
4. 社会教育推進のための基盤整備
5. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
6. 競技スポーツの推進
7. スポーツ環境の整備・充実
8. 第80回国民スポーツ大会の開催

1. 生涯を通じた学びと社会参加の推進

町民の生涯を通じた学びの機会の提供や、その学習成果を活かした社会参加活動に取り組むことができるよう支援します。

〔施策の展開〕

- ① 町民一人一人の多様なニーズに応じた学びの場の拡充と充実
- ② 学習成果を生かした社会参加活動の支援

（のへじ元気講座、ハッチョウトンボ観察会、町文化賞の表彰）

2. 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

豊かで住みやすい地域社会と活力ある持続可能な地域コミュニティに向けて、地域活動に主体的に取り組む人財の発掘及び育成に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 地域活動の実践者及びコーディネーターの養成
- ② 次代の地域を担う人財の育成
- ③ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

（生涯学習大学、在学青年ボランティア）

3. 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働し、こどもたちの成長を支える環境づくり、教育活動の充実に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 学校と地域の協働による教育活動の促進（子ども会事業）
- ② 家庭教育支援の充実（家庭教育推進事業）
- ③ 青少年の体験活動の充実（青少年健全育成）

4. 社会教育推進のための基盤整備

町民一人一人が気軽に学習できる場の実現のため、社会教育推進基盤の整備・充実に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 社会教育推進体制の充実
- ② 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- ③ 社会教育関係団体等の活動の支援
- ④ 社会教育施設の設備及び活用の促進

（社会教育施設管理運営、生涯学習カレンダー、社会教育委員会議）

5. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

町民の健康維持増進と体力の向上を図るとともに、町民スポーツの普及・奨励に努めます。

〔施策の展開〕

- ① スポーツ環境の整備・充実
- ② スポーツ活動の推進と振興
- ③ スポーツによる地域の活性化

（幼児・児童水泳教室、健康ウォーターマラソン、体力テスト）

6. 競技スポーツの推進

競技選手強化策を充実するとともに、県大会、東北大会、全国大会を誘致するなど、競技力向上の対策に努めます。

〔施策の展開〕

- ① 選手の強化・育成のための各種スポーツ教室や大会のイベント等の開催
- ② 東北大会、全国大会で活躍できる選手や指導者の育成、生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ③ 選手の競技力向上とスポーツ活動推進のための「大会派遣費事業」及び「競技スポーツ強化支援事業」の実施
(町スポーツ賞の表彰、県民駅伝選手強化支援、大会派遣費事業)

7. スポーツ環境の整備・充実

町民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実に努めます。

〔施策の展開〕

- ① スポーツ推進委員、各スポーツ団体と連携したスポーツ情報の収集と情報提供の実施
- ② 総合型地域スポーツクラブへの取組
(地域クラブ設立検討事業)
- ③ 地域のスポーツ環境の整備・充実
(体育施設管理運営、体育施設開放事業)

8. 第80回国民スポーツ大会の開催

2026年度国民スポーツ大会ハンドボール競技の開催に向け、町民や関係団体と連携し、スポーツの普及・振興の発展、地域の活性化に繋がるよう取り組みます。

〔施策の展開〕

- ① 国民スポーツ大会ハンドボール協議の開催に向けた関係団体との連携
- ② 国民スポーツ大会先催県視察調査の実施
- ③ 国民スポーツ大会を通じて、スポーツの普及・振興及び地域の活性化に向けた取組

（国民スポーツ大会先催県視察、実行委員会の開催）

3 歴史・文化・芸術分野

3－１）現状と課題について（歴史・文化・芸術分野）

野辺地町には、国指定重要文化財２点（土偶・赤漆塗木鉢）をはじめ、野辺地の山車行事や浜町の常夜燈など、地域の歴史や伝統が息づく多様な文化財が大事に保存・継承され、現在まで残されています。

近年では、北前船関連文化財が日本遺産に認定されたことにより、他町と連携を行いながら、北前船によってもたらされた野辺地町の歴史や文化を広く後世に伝えるための取り組みがなされています。

文化・芸術面では、中央公民館のみんなの教室や文化祭、文化少年団、図書館サークル等の学習活動の充実に努めておりますが、スマートフォンや電子書籍の普及、生成ＡＩの登場、学校のＩＣＴ環境が整備され、こどもを取り巻く読書環境も大きく変化しており電子書籍の提供が求められています。

一方で、少子高齢化や人口流出等の様々な社会情勢の変化を背景に、文化財の保護・活用を行う人財不足による文化財の滅失や散逸等が懸念されるとともに、各種サークルの参加者、指導者の高齢化等による学習活動の休止が課題となっています。先人から受け継がれてきた地域の歴史・文化・芸術を、絶やすことなく後世に受け継ぐ活動が、より一層求められています。

そのため、野辺地の歴史や風土の中で培われてきた貴重な文化財や伝統等の記録保存を図るとともに、学校・生涯学習等の各種教育やまちづくり等への多様な活用を進め、郷土の歴史に対する愛着心を育み、地域が一体となって、地域に根ざした文化財や文化を後世に繋げる人財育成に努める取り組みを検討する必要があります。また、町民が持続可能な学習活動と社会参加活動ができるよう、より一層の支援に取り組む体制づくりに努めてまいります。

3－2）基本施策について（歴史・文化・芸術分野）

施策の体系

- 1. 郷土を愛する心と人財の育成**
- 2. 歴史・文化・芸術の継承と活用**
- 3. 郷土史資料や文化財の保存・活用の促進**

1. 郷土を愛する心と人財の育成

郷土の歴史や文化を愛する心を育むため、こどもの頃からふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる環境づくりに努めます。

〔施策の展開〕

- 1** 郷土の歴史や文化・芸術を愛する心を育むため、こどもの頃からふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる学習機会の提供や環境づくり（のへじ検定の実施）
- 2** 各種生涯学習や地域活性化へ歴史・文化・芸術を活用するため人財の育成・支援・体制づくり、関係団体への情報発信の促進

2. 歴史・文化・芸術の継承と活用

文化・芸術・歴史を後世に継承していくため、民俗文化財、伝統芸能、文化に親しむ環境づくり、人財育成支援、情報発信に努めます。また、活用による新たな価値づくりと継承方法を検討します。

〔施策の展開〕

- 1** 伝統芸能や民俗文化財の継承に向け、鑑賞や体験する機会の充実
- 2** 文化財や民族芸能を後世に継承するため、人財育成や継承団体の活動支援を推進（祇園囃子・神楽の保存・継承に関する調査の実施）

3. 郷土史資料や文化財の保存・活用の促進

郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料や地域の特色ある文化財、伝統等を適切に保護・保存するとともに、資料の公開・活用並びに情報発信に努めます。

〔施策の展開〕

- 1 郷土史に関連する資料の調査・収集・保存・公開・活用及び情報発信の取組、地域の文化財等の保存
(野辺地の民族教育パック制作に関する調査)
- 2 地域の特色ある文化財等を活用した学習機会や体験活動の充実
(歴史探検キッズツアー)
- 3 文化財の公有化や史跡案内看板・施設等の適切な修理や整備の充実